

第七回国会 水産委員会 議録第二十六号

昭和二十五年四月一日（土曜日）

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長代理 理事夏堀源三郎君

理事川村善八郎君 理事鈴木 善幸君

理事平井 義一君 理事林 好次君

理事中西伊之助君

小高 憲郎君 川端 佳夫君

高木 松吉君 田口長治郎君

田淵 光一君 富永格五郎君

福田 喜東君 長谷川四郎君

岡田 勢一君 水野彦治郎君

委員外の出席者

農林技官（水産庁） 林 眞治君

漁政部漁港課長 鮫島 眞男君

衆議院参事（法制局第三部長）

三月二十七日

委員玉置信一君及び小松勇次君辞任につき、その補欠として井上知治君及び村瀬宣親君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十日

委員村瀬宣親君辞任につき、その補欠として小松勇次君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

委員小松勇次君辞任につき、その補欠として島山重勇君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十一日

水産資源枯渇防止法案（内閣提出第一四九号）

第一類第十号 水産委員会議録第二十六号 昭和二十五年四月一日

同月二十七日

大川河口帆之港修築の請願（石原登君外一名紹介）（第一九三二号）

漁船保険制度改善に関する請願（富永格五郎君外二名紹介）（第一九四二号）

安宅新町附近漁場の旧海軍施設の障害物除去に関する請願（坂田英一君外一名紹介）（第一九七〇号）

の審査を本委員会に付託された。

同月二十九日

稚内市の漁港国営工事再開の陳情書（北海道稚内市石崎金作外三名）（第六六二号）

水産業協同組合法中改正の陳情書（三重県宇治山田市岩淵町里中政吉）（第六八〇号）

同（佐賀県有明海漁業協同組合連合会長古賀健達外一名）（第六八三三三）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

漁港法案起草に関する件

○夏堀委員長代理 これより会議を開きます。

本日は委員長におさしつかえがありまして、私が委員長の職務を行いますので、これを許します。川村君。

漁港法

目次

第一章 総則（第一條―第四條）

第二章 漁港の指定（第五條―第六條）

第三章 漁港審議会（第七條―第十六條）

第四章 漁港修築事業（第十七條―第二十四條）

第五章 漁港の維持管理（第二十五條―第三十九條）

第六章 雑則（第四十條―第四十四條）

第七章 罰則（第四十五條―第四十七條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、水産業の発達を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄與するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。

（漁港の意義）

第二條 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第五條第一項の規定により指定されたものをいう。

（漁港施設の意義）

第三條 この法律で「漁港施設」とは、左に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

イ 外かく施設

ロ けい留施設

ハ 水域施設

ニ 機能施設

イ 輸送施設

ロ 航行補助施設

ハ 漁港施設用地

ニ 漁船漁具保全施設

ホ 補給施設

ヘ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設

ト 漁業用通信施設

チ 漁船船員厚生施設

リ 漁港管理施設

（漁港修築事業の意義）

第四條 この法律で「漁港修築事業」とは、第十七條第一項の漁港の整備計画に基づいて行ふ漁港施設の建築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠損の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業をいう。

第二章 漁港の指定

（漁港の指定）

第五條 農林大臣は、漁港審議会の議を経、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、漁港の名称、種類及び区域を定めて漁港の指定を行う。

2 農林大臣は、前項の規定により指定した漁港について、事情の變更その他特別の事由があると認める場合には、漁港審議会の議を経、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、当該指定の内容を變更し、又は当該指定を取り消すことができる。

3 農林大臣は、第一項の指定又は前項の變更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又は變更しようとするときは、当該漁港の区域について、運輸大臣に協議しなければならない。

4 農林大臣は、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二條第一項の規定による河川の区域について、第一項の指定又は第二項の變更をしようとするときは、当該漁港の区域について、当該河川を管

理する地方行政に協議しなければならぬ。

5 第一項の指定及び第二項の変更又は取消は、告示とする。

第六條 漁港の種類は、左の通りとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

第二種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの。

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの。

第四種漁港 離島その他辺鄙の地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

第三章 漁港審議会

(設置及び権限)

第七條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他漁港に関する重要事項を調査審議するために、漁港審議会を置く。

2 漁港審議会は、漁港に関する事項につき、関係行政庁に対し意見を提出することができる。

3 漁港審議会は、常に、中央漁業調整審議会と密接な連絡を保つよう努めなければならない。

4 漁港審議会は、農林大臣の監督に属する。

(組織)

第八條 漁港審議会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち一人は、水産庁長官をもつて充てる。

3 漁港審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 漁港審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 水産庁長官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。

(委員の任命)

第九條 委員は、左に掲げる者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、任命する。

一 漁港の整備について、充分な知識と経験を有する者

二 漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者

三 漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者

四 漁業に関し、充分な知識と経験を有する者

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

(委員の任期)

第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

3 漁港審議会の設置後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、そのうち二人は一年、三人は二年、三人は三年とする。

(委員の退職)

第十一條 委員は、第九條第二項後段の規定による両議院の同意がなかつたときは、当然退職するものとする。

(委員の罷免)

第十二條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により委員の罷免について両議院の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(議決方法及び調査等)

第十三條 漁港審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 漁港審議会の議事は、出席した委員(会長たる委員を除く。)の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 漁港審議会は、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、審議のために必要な報告若しくは資料の提出

を求め、又は関係人の出頭を求め、その意見を徴することができる。

4 漁港審議会は、審議のために必要があるとき認めるときは、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要な調査を囑託することができる。

5 第三項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(公聴会)

第十四條 漁港審議会は、第十七條第一項の漁港の整備計画について意見を決定するとき、その他必要があるとき認めるときは、公聴会を開くことができる。又は農林大臣の指示若しくは漁港審議会の定める利害関係人の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

(委員の実費弁償)

第十五條 委員は、政令の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(委任規定)

第十六條 この法律に定めるものの外、漁港審議会の運営に関し必要な事項は、漁港審議会が定める。

第四章 漁港修築事業

(漁港の整備計画)

第十七條 農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して漁港の整備計画を定め、閣議の決定を経なければならない。もし、農林大臣が、漁港審議会の意見を

採択することができないときは、その定めた漁港の整備計画に当該漁港審議会の意見を添えて内閣に提出しなければならない。

2 内閣は、前項の規定により漁港の整備計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、内閣が決定した漁港の整備計画が漁港審議会の意見と異なるときは、内閣は、漁港審議会の意見を添えて国会に提出しなければならない。

3 内閣は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならない。

(施行者)

第十八條 漁港修築事業は、国、漁港の所在地の地方公共団体又は漁港を地区内に有する水産業協同組合でなければ、施行することができない。

(施行の許可)

第十九條 国以外の者が漁港修築事業を施行しようとする場合には、第十七條第一項の漁港の整備計画に基づいて漁港修築計画を定めた上、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の許可をするについては、あらかじめ漁港審議会の議を経て定めた基準によらなければならない。

3 国が漁港修築事業を施行する場合に、農林大臣は、第十七條第一項の漁港の整備計画に基づいて漁

港修築計画を定めなければならない。

4 第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定める場合においては、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならない。

5 第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者は、漁港修築計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることが出来る。この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入るべき土地又は水面の区域を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

6 前項の規定による立入、測量又は検査は、次のとおりである。

区分 比

第三種漁港 北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の五十

第四種漁港 北海道にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の七十五又は百分の六十

3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合においては、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各々その定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

区分 比 率

第一種漁港 北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の四十

第二種漁港 北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の四十

4 国以外の者が漁港修築事業を施行する場合において、特に必要があるときは、国は、前二

は検査をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

7 第五項の場合には、当該施行者たるべき者は、遅滞なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(費用の負担及び補助)

第二十條 国が漁港修築事業を施行する場合においては、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。

2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を施行する場合においては、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各々その定める割合を国において負担する。

3 第一項の認可及び前項の許可をするについては、第十九條第二項の規定を準用する。

(漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止その他)

第二十二條 国以外の漁港修築事業の施行者は、事情の変更その他の事由がある場合において農林大臣の許可を受けた後でなければ、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止してはならない。

2 農林大臣は、前項の許可をする場合において、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならない。但し急速を要する場合及び輕

微な事項である場合には、この限りでない。

(施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、工事の施行の順序その他漁港修築事業の施行方法に關する必要な事項を指示することができる。

2 農林大臣は、地形の変化その他の事由により必要があると認める場合には、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築計画の変更又は漁港修築事業の全部若しくは一部の廃止若しくはその施行の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者が、事業の施行が、この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする行政庁の処分と違反し、若しくはしゆん功の見込がないと認めるとき、又は当該施行者が漁港修築計画において定められた期限までに工事に着手しないときは、当該漁港修築事業の施行の許可を取り消すことができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第二十四條 漁港修築事業の施行者は、第三條第一号の基本施設の修築するために必要がある場合には、必要な土地若しくはこれに定着する物件又はこれらに關する権利を土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)により、収用又は使用することができる。

3 漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することが出来る。この場合においては、国以外の者の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

3 前項の規定による立入をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第二項の場合には、漁港修築事業の施行者は、遅滞なく、同項の立入若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支拂わなければならない。

第五章 漁港の維持管理

(漁港管理者の指定)

第二十五條 漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の適正を図るために、農林大臣は、漁港審議会の議を経て定める基準に従い、且つ、関係都道府県知事の意見を徴し、当該漁港の所在地の地方公共団体又は当該漁港を地区内に有する水産業協同組合を漁港管理者に指定する。

2 前項の規定により指定された地方公共団体又は水産業協同組合は、正当の事由がない限り、当該指定を拒むことができない。

3 農林大臣は、漁港管理者が、漁港の維持管理を適正に行わず、又は漁港管理者として適当でないことを認めるときは、第一項の規定による漁港管理者の指定を取り消すことができる。

3 農林大臣は、前項の許可をする場合において、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならない。但し急速を要する場合及び輕微な事項である場合には、この限りでない。

(施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、工事の施行の順序その他漁港修築事業の施行方法に關する必要な事項を指示することができる。

2 農林大臣は、地形の変化その他の事由により必要があると認める場合には、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築計画の変更又は漁港修築事業の全部若しくは一部の廃止若しくはその施行の停止を命ずることができる。

3 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者が、事業の施行が、この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする行政庁の処分と違反し、若しくはしゆん功の見込がないと認めるとき、又は当該施行者が漁港修築計画において定められた期限までに工事に着手しないときは、当該漁港修築事業の施行の許可を取り消すことができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第二十四條 漁港修築事業の施行者は、第三條第一号の基本施設の修築するために必要がある場合には、必要な土地若しくはこれに定着する物件又はこれらに關する権利を土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)により、収用又は使用することができる。

3 漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することが出来る。この場合においては、国以外の者の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

3 前項の規定による立入をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第二項の場合には、漁港修築事業の施行者は、遅滞なく、同項の立入若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支拂わなければならない。

第五章 漁港の維持管理

(漁港管理者の指定)

第二十五條 漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の適正を図るために、農林大臣は、漁港審議会の議を経て定める基準に従い、且つ、関係都道府県知事の意見を徴し、当該漁港の所在地の地方公共団体又は当該漁港を地区内に有する水産業協同組合を漁港管理者に指定する。

2 前項の規定により指定された地方公共団体又は水産業協同組合は、正当の事由がない限り、当該指定を拒むことができない。

3 農林大臣は、漁港管理者が、漁港の維持管理を適正に行わず、又は漁港管理者として適当でないことを認めるときは、第一項の規定による漁港管理者の指定を取り消すことができる。

3 農林大臣は、前項の許可をする場合において、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならない。但し急速を要する場合及び輕微な事項である場合には、この限りでない。

(施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、工事の施行の順序その他漁港修築事業の施行方法に關する必要な事項を指示することができる。

4 農林大臣は、第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとするとき、又は前項の規定により漁港管理者の指定を取り消そうとするときは、公聴会を開かなければならない。

5 第一項の指定及び第三項の取消は、告示である。

(漁港管理者の職責)

第二十六條 漁港管理者は、漁港管理計画及びこれを実施するために必要な漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持管理をする責に任ずる。

(漁港管理会の設置及び権限)

第二十七條 漁港管理者は、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させるために、漁港に、漁港管理会を置かなければならない。但し、第一種漁港、水産業協同組合が漁港管理者たる漁港及び農林大臣が漁港審議会の議を経て指定した漁港については、この限りでない。

2 漁港管理者は、漁港管理会を設置したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならぬ。

3 漁港管理者は、漁港管理計画の設定、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する重要事項については、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。

(漁港管理会の組織)

第二十八條 漁港管理会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、漁港管理者である地方公共団体の長又は水産業協同組合

の代表者（代表者が数人ある場合には、その数人のうち漁港管理者の指定する者）をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 当該漁港の所在地の市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者の中から互選せられた者七人

二 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から当該漁港の所在地の市町村長が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人

三 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から当該漁港の所在地の都道府県知事が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人（第一種漁港における漁港管理会については一人）

四 漁港に關し充分な知識と経験を有する者の中から農林大臣が推薦した者について、漁港管理者が任命した者一人（第三種漁港及び第四種漁港における漁港管理会に限る。）

5 漁港の所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合には、各市町村又は各都道府県ごとに前項第一号から第三号までに規定する員数の委員を互選し、又は任命する。

6 農林大臣は、漁港の所在地が二

以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合その他特別の事由がある場合には、漁港審議会の議を経て、第四項各号の委員の定数を変更することができる。

7 同一市町村の区域内に二以上の漁港がある場合その他特別の事由がある場合には、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、漁港ごとに漁港関係区域を定めることができる。この場合には、第四項第一号中「市町村の区域」とあるのは「漁港関係区域」と読み替へるものとす。

8 第六項の規定による委員の定数の変更及び前項の規定による漁港関係区域の定は、告示である。

9 第四項第一号の委員の選挙に關し必要な事項は、條例で定める。（委員の任期）

第二十九條 漁港管理会の委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三十條 第二十八條第四項第一号の委員の選挙権を有する者は、條

令の定めるところにより、その市町村の区域又は漁港関係区域におけるその総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該区域に属する者の中から選挙された委員の改選を請求することができる。

2 前項の場合には、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九條第二項から第四項までの規定（委員の解職の請求に關する規定）を準用する、この場合にお

いて、同條第二項中「三分の一」とあるのは「二分の一」と読み替へるものとす。

3 漁港管理者は、第二十八條第四項第一号の委員以外の委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又はその委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重してこれを罷免することができる。

4 漁港管理者は、前項の規定により委員の罷免について漁港管理会の意見を徴しようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならぬ。

(都に關する特例)

第三十一條 第二十八條及び前條中「市町村又は市町村長」とあるのは、都の区のある区域においては、「都又は都知事」とする。

2 第二十八條第四項第三号の規定は、都の区のある区域にある漁港における漁港管理会については、適用しない。

(議決方法)

第三十二條 漁港管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(委員の実費弁償)

第三十三條 漁港管理会の委員は、漁港管理規程の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けることができる。

(漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更)

第三十四條 漁港管理者が漁港の維持管理をする場合には、漁港管理計画又は漁港管理規程の設定若しくは制定又は変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港管理計画においては、施行中の漁港修築事業に属するものを除き、左の各号に掲げる事項の基本について、必要な計画を定めなければならない。

一 漁港施設の維持、保全及び運営その他漁港施設の維持管理に關する事項

二 漁港の維持管理のための收支に關する事項

三 前各号に掲げるものの外、漁港の維持管理に關し必要な事項

漁港管理計画及び漁港管理規程は、公示しなければならない。

3 農林大臣は、漁港審議会の議を経て、模範漁港管理計画例及び模範漁港管理規程例を定めることができる。

(利用の対価の徴収)

第三十五條 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。

の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするとき

は、農林大臣の認可を受けなければならぬ。但し、第一種漁港の区域内の埋立であつて当該漁港の

量若しくは検査をすることができ
る。

2 農林大臣は、必要があると認め

者 一人 二人

三、公益を代表する者 一人

6 第二十六條 第二十七條第二項

り意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該訴願の提起者又は

代理人に対し公開による聴問をし
なければならぬ。

(農林大臣の職権の委任)

第四十五條 この法律に定める農林
大臣の職権の一部は、政令の定め
るところにより、都道府県知事又
は市町村長(都の区のある区域に
おいては区長)に行わせることが
できる。この場合には、第四十一
條第二項中「当該官吏」とあるのは
「当該官吏」と読み替へるものとす
る。

第七章 罰則

第四十六條 左の各号の一に該当す
る者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第十九條第五項の場合におい
て、農林大臣の許可を受けな
い他人の土地又は水面に立ち入
つた者

二 第二十四條第二項の場合にお
いて、農林大臣の許可を受けな
い他人の土地若しくは水面に
立ち入り、又はこれらを使用し
た者

三 第三十七條第一項の規定に違
反した者

四 第三十九條第一項の許可を受
けないうで、同項の建設、採取、
放流、放棄又は占用をした者

第四十七條 左の各号の一に該当す
る者は、一万円以下の罰金に処す
る。

一 第二十一條第二項の許可を受
けないうで、漁港修築事業の施行
を委託した者

二 第二十二條第一項の規定に違
反した者

三 第三十八條第一項の認可を受

けないで、基本施設である漁港
施設を他人に利用させ、又はこ
れらの施設の使用料を徴収した
者

四 第四十一條第二項の規定によ
る当該官吏又は吏員の立入、測
量又は検査を拒み、妨げ、又は
忌避した者

第四十八條 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に関して、前二條の違反行為
をした場合において、その法人又
は人が、違反の計画を知りその防
止に必要な措置を講じなかつたと
き、違反行為を知りその是正に必
要な措置を講じなかつたとき、又
は違反を教唆したときは、その行
為をした者を罰する外、その法人
又は人に對しても、各本條の刑を
科する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の
日から起算して九十日をこえない
範囲内で、政令で定める。但し、
第二十條の規定は、昭和二十六年
四月一日から施行する。

2 この法律施行後、漁港管理会が
設置されるまでの間は、漁港管理
者は、第二十七條第三項の規定に
かわらず、その権限を行うことが
できる。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法
律第七十八号)の一部を次のよう
に改正する。

第二條第六号を次のように改め
る。

六 漁港の修築、維持管理及び
災害復旧を行い、又はこれら

を行う事務に対する許可、認
可、指導監督及び助成に関す
る事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以
下一号ずつ繰り下げ、第七号とし
て次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水
面の埋立の認可に関する事務
を処理すること。

第四條第六号を次のように改め
る。

六 漁港の修築、維持管理及び
災害復旧を行い、又はこれら
を行う者に対する許可、認
可、指導監督及び助成に関す
る事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以
下一号ずつ繰り下げ、第七号とし
て次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水
面の埋立の認可に関する事務
を処理すること。

第七條の六第一項中瀬戸内海連
合海区漁業調整委員会の項の次に
次の一項を加える。

漁港審議会(漁港法(昭和
年法律第 号)の施行に関す
る事項を調査審議すること。
同條第二項中「漁業法」の下に
「漁港審議会」については、漁港法」
を加える。

4 河川法の一部を次のように改正
する。

第二條に次の一項を加える。

漁港法(昭和 年法律第
号)ニ規定スル漁港ノ区域ニ付
キ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依
リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認
定又ハ変更ヲナサムトスルトキ

ハ当該地方行政庁ハ農林大臣ニ
協議スヘシ

○川村委員 ただいまから漁港法案に
ついて、小委員会の経過並びに結果を
御報告申し上げます。

同法案については、昨年十二月二十
二日の委員会において、今期国会中に
議員提出法案として立案することに相
なりましたので、その翌日の二十三日
に漁港に関する小委員会を開きまし
て、本法案起草の取扱いにつき第一次
の協議をいたして、その成果を急いで
来たのでありますが、十二月二十六日
一応の原案ができ上りましたので、同
月二十八日の委員会に中間報告をいた
しましたことは御承知の通りでありま
す。従いまして本原案に基いて、関係
各省並びに関係方面等との折衝を重ね
て、鋭意慎重なる審議を盡して来たの
であります。その間多少の修正も加え
つつ関係方面との連絡をとつて、三月
一日の小委員会において、第二次案と
して御承認を得たのであります。しか
しながら同案に對しまして、さらに関
係方面より三月二十二日付の文書をも
つて十項目にわたる御意見がつけ加え
られましたので、小委員長といたしま
しては、事務局並に法制局とも十分
協議をいたしまして、法案の内容を
整備して、第三次の成果を得たのであ
ります。三月二十八日これを英訳いた
しまして、渉外課を通じて、関係方面
の了解を求めましたところ、同月三十日
午後二時五十分本案に対する関係方面
の御承認を得たのであります。

次に本案の詳細な内容につきまして
は、専門員より説明いたさしますが、
私からはただ一点委員各位に御了解を

願わなければならぬことは、本案第
四十二條の削除のことであります。同
條は御承知のごとく、今期国会におい
て、港灣法の制定があるものとして漁
港区に関する事項を規定したものであ
ります。ただいまのところ、港灣法
案は今国会に提出されることがきわめ
て困難であるという状況にありま

す。港灣法案の提出不能の場合には、当
然この第四十二條を削除いたさなけれ
ばなりません。また後日港灣法の制
定を見ましたあかつきには、第四十二
條のように修正をいたさなければなら
ないこととあります。

次に三月三十一日小委員会を開き、
前に述べましたような経過を私から御
報告申し上げます。なお若干の本案
に関する説明もいたしたところ、
鈴木委員より本案第四十二條の取扱い
については、小委員長に一任するとの
意見がありまして、全員これに賛成さ
れ、万場一致をもつて小委員会は本案
を採択の上、委員会に報告することに
決定いたしました次第であります。

委員各位におかれましては、何とぞ
本案に御賛成くださいまして、一日も
早く成立していただくよう特にお願
い申し上げます。御報告を終る次第で
あります。

○夏堀委員長代理 本日の政府側の出
席者は水産庁林漁港課長であります。
ただいま小委員長より報告を受けま
したこの法律案につきましては、小安
専門員が今日は欠席しておりますの
で、便宜上林漁港課長より総括的に説
明をお願いいたしたいと存じます。

○林説明員 小安専門員にかわしまし
て、私から漁港法案の大綱につきまし
て、一応御説明を申し上げます。

ます。

漁港法案の第一の目的でございますが、この漁港法案は漁港を整備いたしまして、その維持管理を適正にとりながら、これによりまして水産業の発展、また国民生活の安定と、国民経済の発展に寄與することを目的としてつくられておるものであります。

次にこの法案をつくりますまでの、他の各省との関係等につきましての調整でございますが、御承知のように従来港務に關しましては一般的に法律がございせんので、ただいま小委員長のお言葉にもございましたように、港務法が一方において考えられておったのであります。従いまして港務法と漁港法との調整をはかる必要があつたのでございます。そこで港務法におきましては、この港務法は漁港の区域には適用しない、こういうことを規定して、もう一方に協議が整つたのでございます。この漁港の定義及び区域等につきましては、漁港法で定めて参ることになつたのでございます。また港務法におきましては、漁港区というものが設けられることになつておるのでございます。この特則につきましては漁港法でこれを規定することに相なつておつたのでございますが、これはただいま川村委員のお話のごとくその後情勢によつて港務法との関係におきまして、漁港法からこれを削除することに相なつたのでございます。

次に漁港法施行の第一の段階といつたしまして、漁港の指定を行つたわけでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました理由によつて、農林大臣は漁港審議会の議を経まして、かつ都道府県の知事の意見を徴しまして、

て、漁港の名称でございますとか、種類でございますとか、あるいは区域といつたものを定めまして、漁港の指定を行つたわけでございます。この指定を行つた際には、農林大臣は漁港の区域について運輸大臣に協議しなければならぬのでございます。これは先ほど申し上げました一般港務と漁港との関連において必要となつて来るわけでございます。なおまた河川との間題もございまして、河川の区域と漁港の区域との重複いたします場合には、河川管理者に協議して区域をきめる、こういうことに定めてございます。

それからその次は第四といたしまして、漁港の種類でございます。これを指定をいたします場合には、漁港がどの程度に利用されているかという利用範囲から見まして、第一種から第四種まで、こういう名称を付しまして、四種類にわかつたことになつております。

それから第五といたしまして、漁港施設につきましては、その種類、用途といったものに從いまして、一応これを基本施設と機能施設の二種類にわかつた。そのおの／＼の施設の内容は、法文に明記してございます。

次に第六といたしまして、漁港審議会でございます。これは漁港に關してするきわめて重要な事項を調査、審議するために、漁港審議会を置くことに相なつております。この漁港審議会は、定められた事項を調査審議いたします。そのほか、漁港に關する事項について、関係行政庁に対し意見を提出することができるようになつております。その審議会の構成員である委員のことでございますが、これは漁港ない

しは漁業に關して深い学識経験のある者の中から、衆参兩院の同意を得て内閣総理大臣が任命する者、これに加えて水産庁長官、これだけは特に明記してございまして、大体九人の委員をもつて漁港審議会を組織することに相なつております。

それから第七といたしまして、漁港の整備計画でございます。整備計画と申しますのは、わが国の沿岸におきまして全漁港の配置、あるいは規模等につきましても全体的な計画を指しております。この整備計画については、農林大臣は漁港審議会の意見を徴しまして、その意見を採択いたし、漁港の整備計画を定めるわけでございます。そしてこれを閣議に出し、閣議の決定を経て、内閣はこれを国会に提出して、その承認を受けなければならぬ。この場合にも農林大臣が審議会の意見を採択することができなかつた場合には、漁港審議会の意見を添えてこれを閣議に出さなければならぬ。こういうことになつております。また閣議におきましても、漁港審議会の意見を採択することができなかつた場合には、同様これを添えて国会の承認を受けなければならぬ。こういう規定になつております。そして内閣は毎年国の財政の許します範囲内において、漁港の整備計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬ、こういう規定が設けてござい

ます。次に第八といたしまして、漁港修築事業の施行の關係でございますが、修築事業と申しますのは、個々の漁港の新設あるいは改良等の事業を指すわけでございます。この修築事業は漁港

整備計画に基いて行われるものでございまして、その修築事業の施行者は、国あるいは地方公共団体あるいは水産業協同組合、これに限定してございまして、そうして国以外の者が施行いたします場合には、農林大臣の許可を受けるなければならぬことになつております。

次に第九といたしまして、漁港修築事業費の負担の關係でございます。ただいま申し上げましたように、施行者の区分がございまして、第一に国が修築事業を施行いたします場合には、政令で定める基準に従いまして、その事業費の一部を漁港管理者に負担させることができるようになつております。それから国以外の者が漁港修築をいたしました場合には、先ほど種類のとらで申上げました第一三種漁港または第四種漁港の基本施設を修築いたします場合には費用の負担区分は、第三種漁港では北海道において百分の六十、その他の地域で百分の五十、それから第四種漁港では北海道において百分の八十、その他の地域で百分の七十五または百分の六十、この定められております。それから国以外の者が第一種漁港または第二種漁港の基本施設を修築いたします場合には費用のうち、国は次の区分に従いまして、その定める割合をもつて施行者に補助することに相なつております。すなわち第一種漁港では北海道において百分の六十、その他の地域で百分の四十、第二種漁港では北海道において百分の六十、その他の地域におきましては百分の四十、こういうことになつております。

それからただいま申し上げましたの

は、基本施設の場合でございますが、国以外のものが行います修築事業のうち、機能施設につきましては、これは政令でその基準を定め、その定まつた基準に従いまして、予算の範囲内で費用の一部を国が補助することができ、こういうふうになつて定めてござい

ます。第十といたしまして、漁港の維持管理、保全、運営その他漁港のいろいろな維持管理の適正をはかりますために、農林大臣は漁港審議会の議を経まして定めた基準に従いまして、その上に關係の都道府県知事の意見も徴しまして、地方公共団体あるいは水産業協同組合を漁港管理者に指定するわけでございまして、そういたしまして、この漁港管理者は、漁港の管理計画あるいは漁港の管理規定を定めまして、これに従つて漁港の維持管理を適正に行つて行く責めに任ずるわけでござい

ます。この漁港管理者は、漁港の維持管理の費用に充てますために、利用の対価を徴することができるよう規定が設けられてございまして、

第十一といたしまして、漁港管理会の問題であります。漁港管理者は、漁港の維持管理に關するいろいろ重要な事項を調査審議させるために、原則といたしまして漁港管理会を設けなければならぬ規定が設けられてござい

ます。その管理会の委員の構成は、漁業者から互選される者、それに加えますに地方公共団体の長が推薦した者に、委員となるわけでござい

ます。次には、第十二といたしまして土地、水面等の使用利用の問題の規定でございますが、漁港の修築事業の施行

あるいは維持管理のために必要があり
ます場合には、最小限度におきまして
土地もしくはこれに定着する物件等を
収用あるいは使用いたします道を開い
てあるのをごさいます。

その他第十三といたしまして、漁港
施設の処分につきまして制限を加えて
あるのをごさいます。これは漁港の
管理計画あるいは管理規定というもの
がございまして、これによつて処分
いたします場合を除きまして、漁港施
設の所有者あるいは占有者に対しまし
て、いろいろ施設の譲渡、賃貸等の
処分をいたします場合の制限を設けた
のでございまして。

なおもう一つ申し上げておきますの
は、運輸大臣に対する協議でございま
す。漁港の区域内におきまして、い
んな施設におきまして、大部分はもち
ろん水産に係るの施設、漁業用の施
設でございまして、一般港湾と漁港と
の区域を限定して参ります関係上、漁
港の区域内におきまして、主として運
輸の用に供するといふごく小部分のも
のがあるのをごさいます。こういった
ものがある場合には、それにつきま
して農林大臣が、いろいろ許可、
認可、そういうものをいたします場合
に、あらかじめ運輸大臣に協議をいた
しまして施行して行く、こういう規定
を一條設けてございまして、漁港法案に
つきましての大綱の御説明を申し上げ
ました。

○夏堀委員長代理 ただいま林説明員
より、たいへん詳しく總括的に御説明
がありました。この法案は議員提出
になつておりますので、小委員会等
においても十分御審議なされたことと
存じますので、總括して質疑を願ひたい
と存じます。御異議ございません
か。

○林説明員 指定の場合におきます運

輸大臣に対する協議でございしますが、
これは先ほどちよつと申し上げました
ように、現在のところ一般の通念で申
しますと港とよつと申しまして、た
法津もございせんし、従つてまた漁
港と一般港湾とを区分いたしたる場合
に、何ら見るべき道がないのでありま
す。そこで原則的には、全部の漁港に
指定いたします場合には、全部の港に
つきまして、一応協議をするという建
前をとらざるを得ないことになる。実
際的には一応関係都道府県知事の意見
も徴してございまして、問題はな
いと思ひますが、總括的に協議をいたし
まして、別に詳細に協議をすることに
なると思ひます。大体御指摘のように、
あまり混淆してございせんところは、
一覽表のような形で協議をすることに
したいと思つております。

○田口委員 第三條の基本施設の中で
漁港といふことが非常に重要だと思
うのでございまして、そういう言葉がな
いようございまして、どこかに包含
してありますかどうか、お伺ひいたし
ます。

○田口委員 第五條の第三項の指定に
関して、農林大臣が運輸大臣に協議を
しなければならぬといふことにつきま
しては、全部の漁港について協議を必
要とするのであります。あるいは商
港と漁港と明らかに同一場所にある、
こういう場合にのみ協議するのであり
ます。あるいはその協議の方法は、
總括的に漁港計画を立てて、その計画
書に基いて總括的に協議をするのであ
りますか、個々のもので協議をするの
でありますか、その点をお伺ひいたし
ます。

○林説明員 指定の場合におきます運

輸大臣に対する協議でございしますが、
これは先ほどちよつと申し上げました
ように、現在のところ一般の通念で申
しますと港とよつと申しまして、た
法津もございせんし、従つてまた漁
港と一般港湾とを区分いたしたる場合
に、何ら見るべき道がないのでありま
す。そこで原則的には、全部の漁港に
指定いたします場合には、全部の港に
つきまして、一応協議をするという建
前をとらざるを得ないことになる。実
際的には一応関係都道府県知事の意見
も徴してございまして、問題はな
いと思ひますが、總括的に協議をいたし
まして、別に詳細に協議をすることに
なると思ひます。大体御指摘のように、
あまり混淆してございせんところは、
一覽表のような形で協議をすることに
したいと思つております。

○田口委員 第五條の第三項の指定に
関して、農林大臣が運輸大臣に協議を
しなければならぬといふことにつきま
しては、全部の漁港について協議を必
要とするのであります。あるいは商
港と漁港と明らかに同一場所にある、
こういう場合にのみ協議するのであり
ます。あるいはその協議の方法は、
總括的に漁港計画を立てて、その計画
書に基いて總括的に協議をするのであ
りますか、個々のもので協議をするの
でありますか、その点をお伺ひいたし
ます。

○田口委員 第五條の第三項の指定に
関して、農林大臣が運輸大臣に協議を
しなければならぬといふことにつきま
しては、全部の漁港について協議を必
要とするのであります。あるいは商
港と漁港と明らかに同一場所にある、
こういう場合にのみ協議するのであり
ます。あるいはその協議の方法は、
總括的に漁港計画を立てて、その計画
書に基いて總括的に協議をするのであ
りますか、個々のもので協議をするの
でありますか、その点をお伺ひいたし
ます。

○林説明員 指定の場合におきます運

関係方面の修正意見にもありますが、
北海道地方のごとき未開発地方に対し
て、より大きな国庫補助率を與えるよ
う考慮が拂ふべきであるといふよう
に相なつておるのでございまして。実
は北海道の事情は、内部的にはなりま
すけれども、御承知の通り、今まで全額
公庫補助の關係がとれなかつたりいた
しまして、三種の漁港にいたしまして
も、四種の漁港にいたしまして、百
分の六十、百分の八十といふふうに相
なつておりますが、長いことは別と
いたしまして、近い将来におきまし
て、この点に対して何らか考へていた
だける点があるか、と申しますのは、
あるいは起債の面でも特に北海道に対
してお考へを願へるものかどうか、そ
ういつた点について、政府当局との折
衝、あるいは関係方面との折衝の範圍
内におきまして、もし御意見を伺われ
るようなことがございすれば幸ひだ
と思ひまして、一応お尋ね申し上げて
おきます。

○川村委員 ただいま富永委員から質
疑になりました。漁港に対する負担の
補助の問題であります。富永委員の
言われる通り、私も実はこの問題につ
いて相当増額しなければ、要するに端
的に申し上げますと、国庫の負担がほ
んど全額にひついたり、地方にゆだねて
おつたものではできないといふ考へを持
ち、その考へのもとに第二次案という
のは、大休国庫補助は第三種、第四種
は全額にひついたり案を出したのであ
ります。それから第一種、第二種は八割
くらいの補助を目的として提案したの
であります。これに対して関係方面に
おきましては、こうした案で通ればた

いへん漁港に対しては恵まれるし、漁
村も非常に恵まれて、今後の漁業の発
展は期して待つべきものがあるから、
ぜひこういたさせたい。しかしながら
このことは国家財政の範圍内でやらな
ければならぬので、私の方としては必
ずしもこうするといふようなことは言
われぬ。言ひかえるならばこれで丁
解だといふことは言われぬ。その点
はできるだけ政府当局と委員会との
折衝において、できるだけ高率の負
担、あるいは補助をしていただくよう
に努力をせよと、激励されて参つた
のであります。それに勢いを得まして、
大蔵当局に折衝をしたのであります
が、大蔵当局の意見としては、現状の
ままで行つてもいいといふものが強
い主張であつたのであります。現状の
ままの補助を與えることにいたしま
す。北海道におきましては第一種、
第二種漁港は百分の六十で、第三種第
四種漁港は百分の八十となつており
ます。その他の地域は百分の四十とな
つておるのであります。現在の補助額
において、これはどうしても法律をつ
くつてくれといふことでありました
が、私はこれに對しまして、同じ国の
うちで北海道と、いわゆる單におれ
れが内地と言つておる地域と補助率
が違ふといふことが、開港つてお
るのではない。最小限度北海道の現
在の補助率に引上げべきであるとい
ふことを強調したのであります。港
法は当時原案を見ますと、百分の五
十になつておるのであります。そうし
たような点から、どうしても大蔵当局
としては、国家財政も許しませんが、
なお港法がそう立案されておるの
で、どうしても一緒にしなければこの

いへん漁港に対しては恵まれるし、漁
村も非常に恵まれて、今後の漁業の発
展は期して待つべきものがあるから、
ぜひこういたさせたい。しかしながら
このことは国家財政の範圍内でやらな
ければならぬので、私の方としては必
ずしもこうするといふようなことは言
われぬ。言ひかえるならばこれで丁
解だといふことは言われぬ。その点
はできるだけ政府当局と委員会との
折衝において、できるだけ高率の負
担、あるいは補助をしていただくよう
に努力をせよと、激励されて参つた
のであります。それに勢いを得まして、
大蔵当局に折衝をしたのであります
が、大蔵当局の意見としては、現状の
ままで行つてもいいといふものが強
い主張であつたのであります。現状の
ままの補助を與えることにいたしま
す。北海道におきましては第一種、
第二種漁港は百分の六十で、第三種第
四種漁港は百分の八十となつており
ます。その他の地域は百分の四十とな
つておるのであります。現在の補助額
において、これはどうしても法律をつ
くつてくれといふことでありました
が、私はこれに對しまして、同じ国の
うちで北海道と、いわゆる單におれ
れが内地と言つておる地域と補助率
が違ふといふことが、開港つてお
るのではない。最小限度北海道の現
在の補助率に引上げべきであるとい
ふことを強調したのであります。港
法は当時原案を見ますと、百分の五
十になつておるのであります。そうし
たような点から、どうしても大蔵当局
としては、国家財政も許しませんが、
なお港法がそう立案されておるの
で、どうしても一緒にしなければこの

合、民主的な団体の中から選ぶというふうな……。

○川村委員 法案には漁港関係者と字識経験者というもので、大体はつきりしておるのではありません。ただその漁港関係者の選任の場合と、それから他に字識経験者の選任の場合であります。が、これらについても、われわれは漁民の中から選ぶ場合には、何ら不安を持ちません。中西さんの御心配せられておることは、字識経験者からの問題だろうと思つております。これらも、実は他の法案を見ましたところが、ほとんどがいわゆる県議員とか、あるいは国会議員が、委員の兼任ができないような法律になつております。このことについて、実はこの法案に對しましても、関係方面の意見もあつたのであります。が、私はたゞ国会議員であらうと、県議員であらうと、その道に十分通じておる、すなわち真に字識経験者であつて、その委員として最も適材であるならば、国会議員あるいは県議員、道会議員といへども、漁港を完成する場合に、かえつてそういう人を喜んで委員として選ぶべきではないか。ただその場合、国会議員は国会法で、国会の承認を得なければ、そういう委員を兼任することができないという事になつておるから、そうした委員の選任におつては、適材でなかつたとするならば、おそらく国会が承認をしないでしょう。適材であつた場合には承認するでしょう。私は、この法案に国会議員、県議員は、委員を兼任することができないという事をうたうという事は、かえつて妥當でないという事を強く主張しましたところ、この法律に對しては、そうしたような特別の規定は設けないで、広くその知識を求めて、体験者を求め

て、そうしてこれを言いかえるならば、総理大臣が任命するのでありますから、国会が承認したものと様になる。私は考へておるので、中西さんの御心配の点はあまりないやなからうかと思ひます。

それから補助率は先ほど申し上げましたが、ただ一点お答え申し上げておくのは、北海道をどうして高くしたかということであつたやうであります。が、北海道は御承知の通り、内地の海よりも資源が非常に多いのであります。現に総合的に北海道の資源の開発をするというので、一昨年北海道資源開発法ができたやうなわけで、北海道の漁業資源は、全国と比べて見た場合に、まさに優秀であると考えておるのであります。さらに現在の漁獲の統計から見ますと、昨年は三百十萬トンの漁獲してあります。そのうち三六%が北海道でつておるやうな事情であります。つまり漁港の築設をすみやかにしたならば、より以上の漁獲を上げることができまして、また従つて補助率を高くしてもその効果は十分にある、かように考えまして、現在政府でも補助率を高率にしておるといふ意見であつたのであります。私も同様に思ひましては、北海道並みに同様にしたいというので、大蔵当局に當つたのであります。が、微力にして遺憾ながら同様にすることができなかつたが、まあ幸いにと言いましようか、第三種と第四種の漁港につきましても、一方では四〇%あつたのが五〇%になり片方が六〇%あつたのが七五%または六〇%というふうに規定したのであります。から、どうか私の努力も幾分買つていただくことをこの際お願い申し上げてお

きます。

○川端委員 いろいろお話を伺ひまして、大分私たちがわかつたのであります。が、ここで水産庁にちよつと参考までに伺つておきたい問題があります。というのは、漁港の種類の問題であります。が、この第一種から第四種までございまして、この対象は大体どのくらいな割合になつておるかという点と、分布状況がわかりましたら、簡単にうございまして、ちよつと伺つてみたいと思ひます。これは他の條文との関係もありまして、私たちが理解の上に便利だと思ひますから、資料があらうであれば簡単に知らせていただきたいと思ひます。

○林説明員 四種にわかつた場合の数の問題についての御質問だと思ひますが、逆にやつて参りますと、第四種は、これに明記されておりますように、離れ島あるいは辺陲の地におけるものでございまして、前進根拠地的なもの、あるいは避難港的なものでございまして、この数はきつめて少いと思ひます。この数はそれから第三種は、いわゆる全国的な利用をいたしておるものでございまして、これもおのずからあまり多い数にはならないと考へます。

○川端委員 その対象になつてゐるやうなものは、具体的にはないのですか。

○林説明員 具体的に申し上げますならば、第三種につきましても、東の方から申し上げますと、青森、一戸、塩釜、三崎でございまして、西へ行きますと、長崎、下関でございまして、なおそれに次ぐものがあると思ひます。そういったものがいわゆる第三種になります。それから第二種は、いわゆる中堅

的な漁港でございまして、一つの府県あるいは道府県程度の漁船が利用して來ることになるのであります。これが今まで道府県が企業者となつてやつております中堅的な漁港は、大体これに入つて來ると思ひます。これはこれから資料によりましていろいろやつて参るわけでございますが、ごく大ざつぱに申し上げますならば、四、五百程度だろつと考へておられます。それからそれ以下の、従来船溜りという名称がございまして、この船溜り程度になります。これは、大きいものは第二種に入つて來る。それからその他のものは、いわゆる第一種になつて來る。第一種は、数といたしまして非常に多い数になつて來る、こういうふうな考へております。

○川端委員 それでは次に審議会の問題であります。これは小委員長から伺つてもいいのであります。この第九條の規定をながめると、大体技術的な面での有識者といふことが、こういうやうなところに、あるいは重点がかつて行かないかといふやうな感じがいたすのであります。何と言つても、全国に点在しておる漁港を対象にしての審議会でありまして、十分地方の特殊事情等もよくわかつていふやうな人を選んで行くといふやうな御配慮をお願いしたいと思ふのであります。この点も十分含みであらうと思ひますが、この点についての御意見と、それから委員をお選びになる場合、委員候補の選定は、どういうやうにしてやられるかという点を伺つておきたいと思ひます。

○川村委員 第一の字識経験者からの委員であります。私もその点心配をしたのであります。第九條の傍頭にあります通り、内閣総理大臣が兩院の同意を得て任命するといふことになつておりますので、おそらく今御指摘になつたやうなことは十分含んで、ほんとうに経営の体験者からも選ばれるでしようし、あるいは技術面からも出ましようし、いろいろとそういうことを勘案されて、おのずから兩院がその委員の候補者に考慮を加へるものと考えますので、決して不安はないと私は考へております。

それから第二の委員の候補者の問題であります。これは地方の條例によつておることになつておりますので、普通の選挙と同様で、候補者をだれが立てるといふことはない。実は関係方面から、これは地方的なことであるから地方條例によつておることと、それから選挙法を参照しておる書類が多分来たやうに記憶してあります。こうしたやうなことで、いわゆる国民全体の中から選ぶことになりまして、おそらくこれは審議会の委員が必ず漁民の中から常識的に選ばれ、この場合には、いわゆる業者から選べないといふことは、うたつておりません。全般の国民の中から選ぶことになつております。

○川端委員 最後に費用の負担及び補助といふやうな項目に属する問題で、第二十條の關係であります。が、国が漁港修築事業を施行する場合には、国は、政令の定める基準に従ひ、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。といふ中の「政令の定める基準」

というのは、運営の面でありますから、水産庁で一応お考えになつておかなければならないかと思ひますが、一応どういふふうにお考えでありますか、あらかじめお考えを伺つておきたいと思ひます。

○林説明員 これはただいまのところ、国営でやつておりますのがない關係上、こういう條文にいたしましたのであります。従ひまして、国が特に国営をもつてやらなければならぬという必要がある場合には、なるべく国が全額を負担すべきものだと思いますが、受益者負担という問題もございまして、一部はわゆる地元負担せなければならぬということになると思ひます。その場合におきまして、第二項以下にございする国以外のものが施行いたします場合の地方の負担がございしますが、これよりもやや地方負担を軽減することを当然考えなければならぬ、こういう基準を定めなければならぬということ、私どもは考へております。もつとも最悪の場合におきまして、地方が施行いたしますものと逆の場合になる、こういうように考へております。

○小高委員 水産庁にお伺ひいたしますが、従来陸の道路及びその他の運輸施設から見ると、海の漁港は非常に置き去られておる。置き去られておるものをとりもどすという感覚において、この漁港法案なるものがここに現われたということは、非常に私も愉快に思ふのでございしますが、そこでさつきの中西委員からのお話とは全然別に、かつての軍關係が使つておりました殺人港を、平和的な文化国家をつくる意味において活人港——人を生か

す港という意味において、水産基地に切りかへたい希望を持つておる所が、全国に多々あることでございします。その一つの例は、千葉県の館山港のごとく、水産基地としてこれを大いにたくましく建設せんとして、知事を中心として果も一体となつて努力しておるのではありませんが、かような活人港として切りかえて行くという所は、漁業種類の場合に、第何種という御見解で指定なさるものか、これをお尋ねしたいのであります。

○林説明員 旧殺人港でございしますか、そういったものを切りかえます場合の種類の問題であります。種類を定めずには、当然その地元における漁業情勢を基礎にいたしまして、種類の指定を行うことになるかと考へております。そこで個々の問題につきましても、種類はきまつて来るかと考へます。そういったものを一括いたしました新たにつくるのであるから、何種に該当するということにはならないと思ひます。従ひまして、その節、漁業者もたくさんありまして、生産も上つております所なら、あるいは四種になる、それから指定は情勢がかわつて参りますならば、当然種類は変更して参らなければならぬということになると思ふのでございします。漁業情勢の変化につれて、一定の時期には変更して参るということになると思ひます。

○川村委員 ちよつと速記をとめて、鮫島さんにお伺ひしたいと思ひます。

○夏堀委員長代理 ちよつと速記をとめて……。

(速記中止)

○夏堀委員長代理 それでは速記を始

めてください。あと御質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○川村委員 法案の第四十二條の取扱いでありますが、先ほども御報告申した通り、とうてい今国会には、港灣法が提出されるという事は不可能な状態にあることは明らかとなつたのであります。従つてこの法案の四十二條の削除をいたしまして、それ以下はちろん繰上げになるのでありますが、この法案を委員会において認めていただくようお願いする次第であります。

○夏堀委員長代理 お諮りいたします。ただいま川村君より御発議になつた四十二條でありますが、これは起草の際に、港灣法が提出されることを予想して草案されたと存するのであります。しかし、まだそれは国会に提出になつておりませんので、この際この四十二條を削除して、順次各箇條の繰上げをする、こういう御意見であります。が、いかがでございましょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○夏堀委員長代理 御異議はないようであります。それでは、さようとりはからいます。

御質疑もあとないようであります。し、本日は委員長も欠席のことでありますので、委員会成案の決定は次会に譲ることにして、本日はこれをもつて散会することにいたします。

午後零時二十七分散会

昭和二十五年四月二十六日印刷

昭和二十五年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁